

購買ネットワーク会 関係各位

# 年間計画の立て方

中央省庁の購買・調達部門における年間計画とPDCAサイクル

---

2017年3月11日

小室 勝裕

- ① イントロダクション
- ② 中央省庁における購買・調達業務
- ③ 中央省庁の購買・調達部門における年間計画(調達改善計画)
- ④ 調達改善計画初年度 こぼれ話
- ⑤ まとめ
- ⑥ 編集後記

No.	日時	出来事
1	2012年3月1日	調達・公共サービス改革WT(議員会館地下1F会議室)で改善提案内容を与党関係者に説明
2	2012年3月8日 2012年3月16日 (2012年3月22日) 2012年3月30日	調達・公共サービス改革WTで与党・各府省関係者が参加する初年度の調達改善計画の評価会議に有識者の一人として参加(3月22日除く)
3	2012年7月初旬 から2年間	内閣府 公共サービス改革推進室に在籍出向

その後、現職に転職



# 公的機関と呼ばれる存在

調達機関名	対象	特徴
国(各府省)	1府13省庁 内閣府・財務省・消費者庁など	<ul style="list-style-type: none"> <li>国の予算に基づき調達業務を執行する。</li> <li>会計法・予算決算及び会計令に従う。</li> <li>調達機関数：25</li> </ul>
独立行政法人	公益性が高く、独占的事業者を認めるべき事業者 国際協力機構(JICA)・日本学生支援機構・造幣局・国立公文書館・国立病院機構・都市再生機構(UR)・東京大学等	<ul style="list-style-type: none"> <li>国の予算に基づき調達を執行する。</li> <li>所管省庁の意向に従う。</li> <li>法人数：88</li> </ul>
地方公共団体	47都道府県・各市町村・東京特別区 秋田県・福岡市・千代田区など	<ul style="list-style-type: none"> <li>国と法規は類似であるが、自治体別の条例で詳細が定義されている。</li> <li>地元企業を優先する傾向がある。</li> <li>地方自治体の数：1,788</li> </ul>
特殊法人	一般企業では困難な公益事業提供者 日本中央競馬会(JRA)・NHK・日本年金機構など (JR各社・NTT・JT・日本通運・JAL・日本郵政・高速道路運営各社・東京メトロ・興銀・勧銀等は特殊法人から株式会社化)	<ul style="list-style-type: none"> <li>関連する官庁の意向を尊重するものの独自経営である。 (独自の収入源を保有する)</li> <li>国の調達法規に準じる内規を有する。</li> <li>特殊法人数：32</li> </ul>



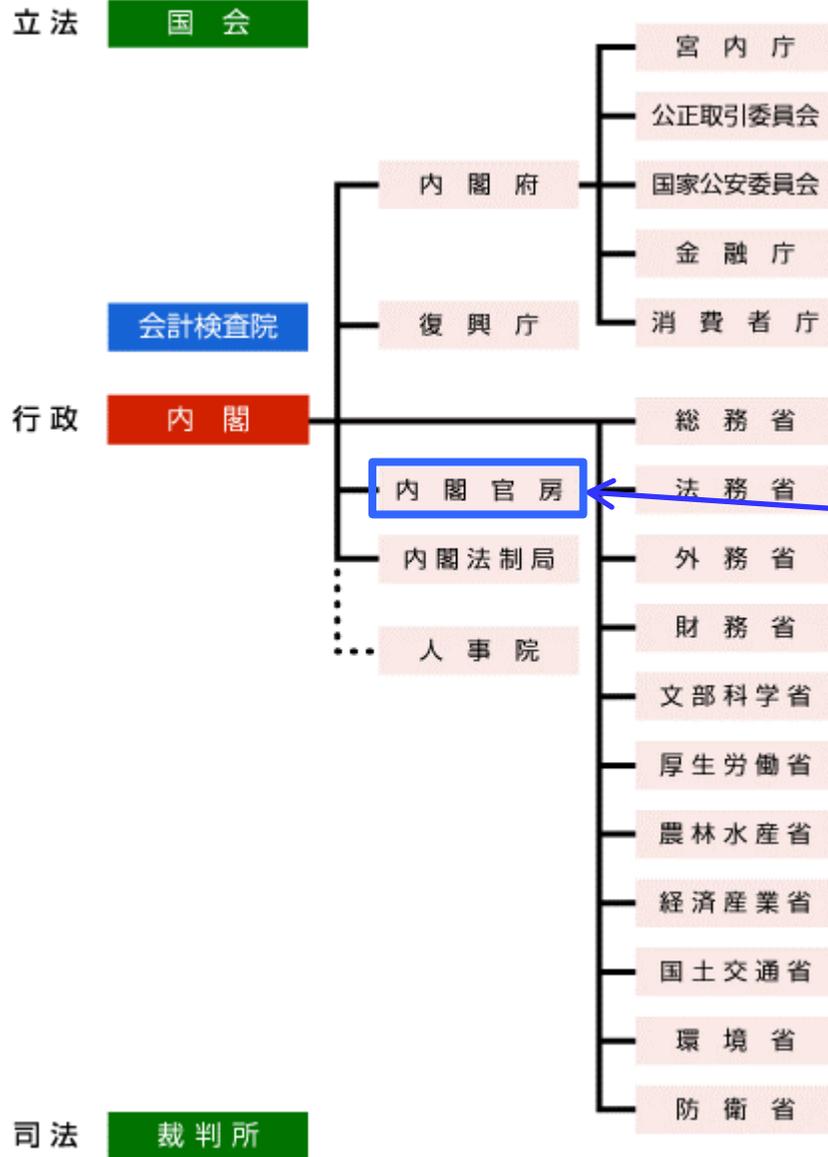
(補足)電力会社、ガス会社は設立当初から民間企業です

# *Chapter 1*

## 中央省庁における購買・調達業務

---

# 国の各機関



Chapter 1  
行政各機関 全般

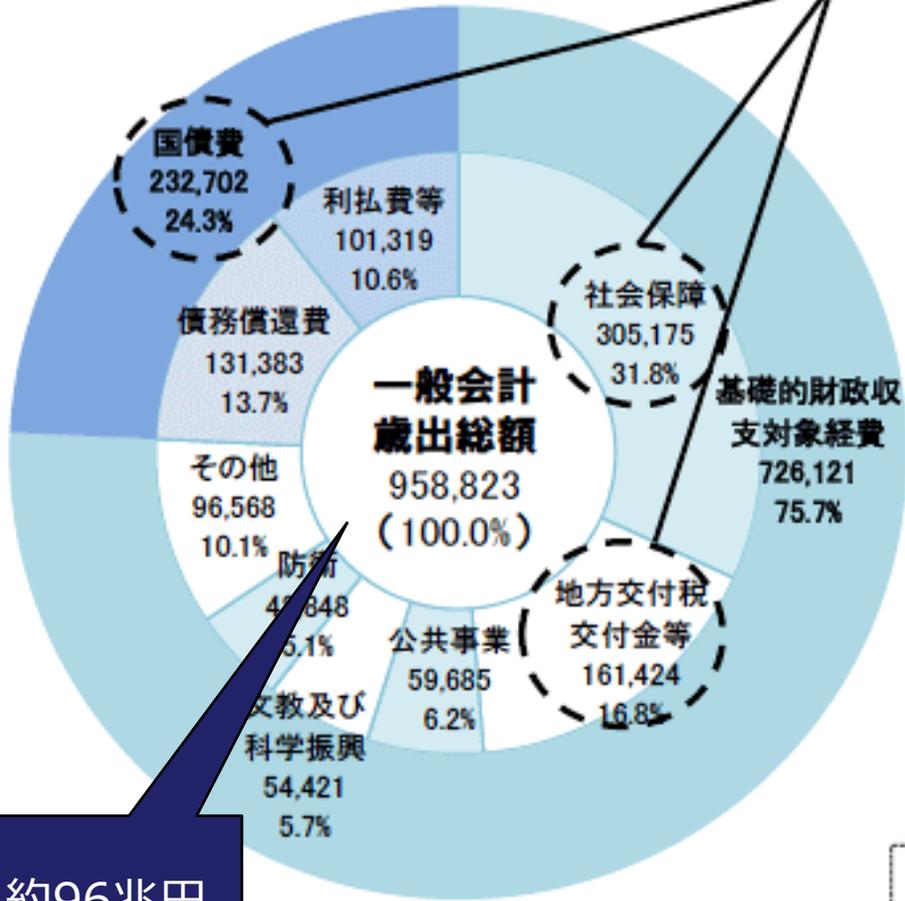
Chapter 2  
内閣官房  
行政改革推進本部事務局(調達改善部門)

Chapter 3  
調達改善計画 初年度のこぼれ話

# 国の予算(平成26年度一般会計)

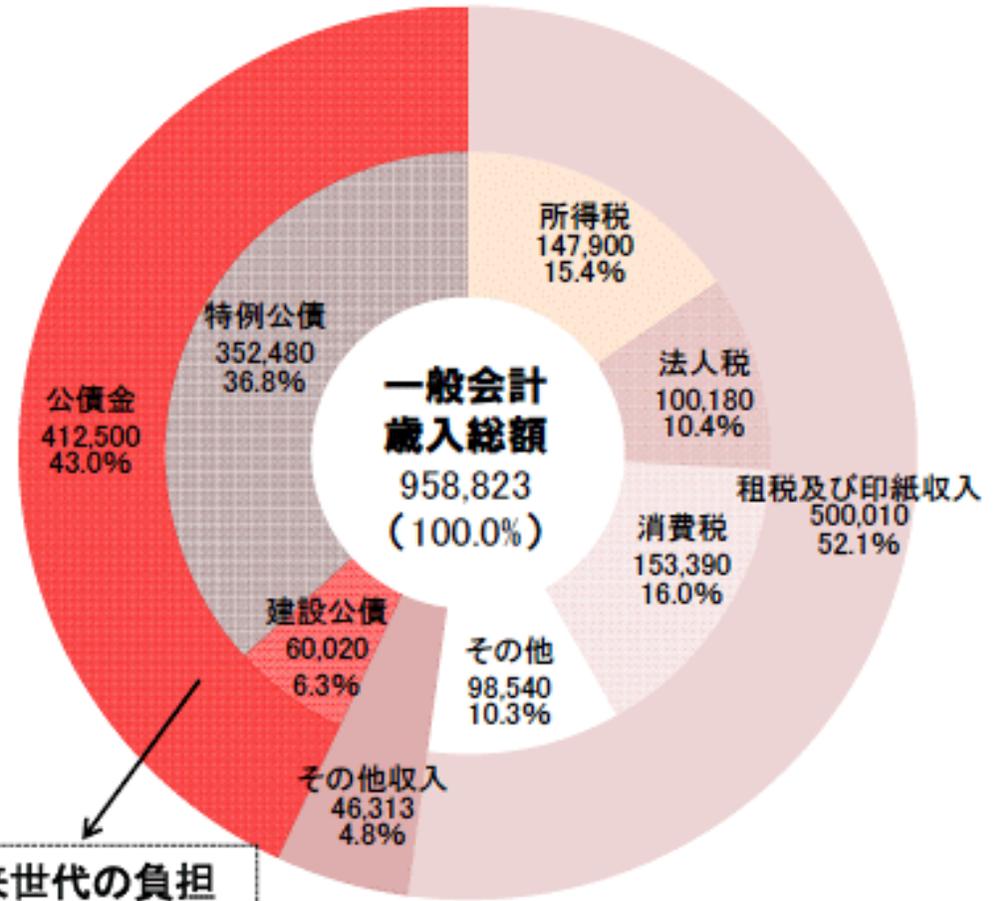
## 【歳出】

3項目で歳出  
全体の7割超



## 【歳入】

(単位:億円)



将来世代の負担

約96兆円

調達のための予算はいくらあるか。

(出典元)財務省資料

# 国の調達における契約金額(平成26年度)

<b>合計</b> 82,626	公共工事等 35,298	物品役務等 47,328
国土交通省 30,673	26,806	3,867
防衛省 27,761	24,773	
農林水産省 6,812	1,925	4,887
環境省 3,326	1,957	1,369
財務省 2,405	128	2,277
厚生労働省 2,342	58	2,184
経済産業省 2,257	2	2,235
内閣官庁等 1,752	657	1,096
消費者庁 1,441	481	960
文部科学省 1,386	13	1,271
その他 1,471	949	522
	436	82
	277	56
	114	39
	82	27
	549	18
	733	17
	436	8

総額 約8兆2626億円(予算の約9.6%)

(参考) (株)イオン(金融事業除く)売上原価  
約5兆2,681億円(2016年2月期決算)

## ■ 支出の全体像イメージ



国は仕入しない

民間企業で調達業務の責任者と言えば購買部長(または資材部長、調達部長)  
中央省庁での責任者と言えば...

## ■会計法 抜粋

第十条 各省各庁の長は、その所掌に係る支出負担行為（財政法第三十四条の二第一項に規定する支出負担行為をいう。以下同じ。）及び支出に関する事務を管理する。

---中---略---

第十三条 各省各庁の長は、当該各省各庁所属の職員に、その所掌に係る支出負担行為に関する事務を委任することができる。

○2 各省各庁の長は、必要があるときは、政令の定めるところにより、他の各省各庁所属の職員に、前項の事務を委任することができる。

○3 各省各庁の長は、必要があるときは、政令の定めるところにより、当該各省各庁所属の職員又は他の各省各庁所属の職員に、支出負担行為担当官（各省各庁の長又は第一項若しくは前項の規定により委任された職員をいう。以下同じ。）の事務の一部を分掌させることができる。（プレゼンター補足：人数は推定で約3,600名）

各府省に調達業務が任され、省庁横断的に調達業務の改善を図る部門はなかった。  
2013年4月「事務局」が内閣官房 行政改革推進本部に正式に設置された。

① 予定価格(予算)を積算する。

② 随意契約(契約先選定不要)の予定価格を確認する。

■ 少額随意契約の限度額(法定)

分類	国	都道府県及び 政令指定都市	その他市町村
工事又は製造	250万円	250万円	130万円
物件借入	80万円	80万円	40万円
それ以外	100万円	100万円	50万円

③ 価格以外の条件で随意契約にすべきか検討する。

- ・ 特定企業でないと対応不可と証明できる → 特命随意契約(企画競争)
- ・ 取引に緊急性を要する → 緊急随意契約
- ・ 一度(ないし数回)入札したが落札者が不在 → 不落随意契約

④ 入札方法を選択する。

- 〔 入札参加者を限定する → 指名競争入札
- 〔 入札参加者を限定しない → 一般競争入札
- 〔 提案書等を加味して選定する → 総合評価落札方式
- 〔 金額のみで選定する → 単純価格落札方式

No.	項目	公的機関での実施の仕方
1	取引先選定方法の選定	<ul style="list-style-type: none"> <li>法体系で選定手段が定められている</li> <li>国の場合、会計法・予算決算及び会計令・内規等</li> </ul>
2	購買用件の文書化	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則単年度契約であり、複数年契約は望ましくない</li> <li>仕様書以外にも補足説明用の文書があることが多い</li> <li>一定金額以上の競争入札の場合、パブリックコメント(意見招請)を行う</li> </ul>
3	サプライヤ調査候補決定	<ul style="list-style-type: none"> <li>入札参加資格に適合する入札参加者であれば入札参加を認める参加資格(全省庁統一資格)があり、資格分類が合う</li> <li>関連法令に抵触しない(暴力団排除条例など)</li> </ul>
4	案件開示 入札前対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>掲示板とWebサイト上と両方で開示する</li> <li>入札公告で概要提示後、入札説明会で詳細を説明する</li> <li>特定の入札参加者に事前に呼びかけない</li> <li>必要な場合、案件固有の入札参加条件を満たすか文書で確認する</li> </ul>
5	入札	<ul style="list-style-type: none"> <li>競り下げるのではなく金額提示は1回のみとする(一部例外あり(後述))</li> </ul>
6	入札後調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則的に1位提示者を自動的に契約先にする(上記3及び4で十分な「ふるい」にかけたと考える)</li> <li>予定価格を大幅に下回ると低価格調査を行う(安いといいとは限らない)</li> </ul>

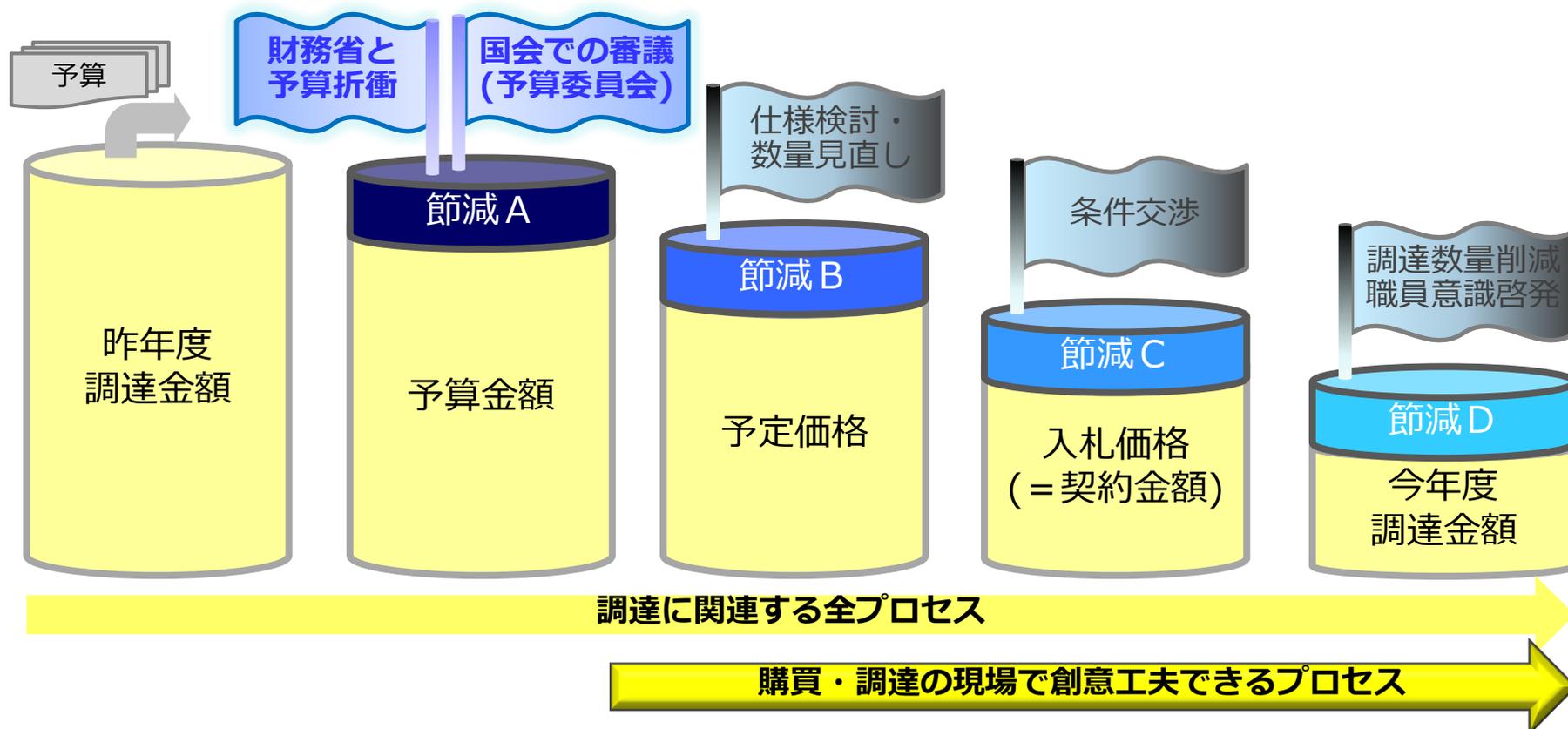
## *Chapter 2*

# 中央省庁の購買・調達部門における 年間計画(調達改善計画)

---

# 節減のパラドックス

予算(計画立案)に重点が置かれており、購買(調達)の現場の創意工夫による支出金額の節減を公的な文書によって計画立案・実行されてはいなかったものと考えられます。→**新規建て付け**



**節減 A のみで想定できる節減は全て検討済**ということが国の前提になっていると感じました。一方で民間企業では当然とされる削減 B・C・D も重要視し、仕組化→能力向上することで国の財政改善に少しでも貢献できればと考えました。(発案者は私ではありません…)

2012年3月1日、議員会館地下1Fにおける調達業務改善の公開ヒアリングで調達業務の改善案を説明、偶然にも与党・内閣府で取り組む内容に親和性があったようで

国(中央省庁)が初めて公的に提示する調達改善計画の検討会

3月8日

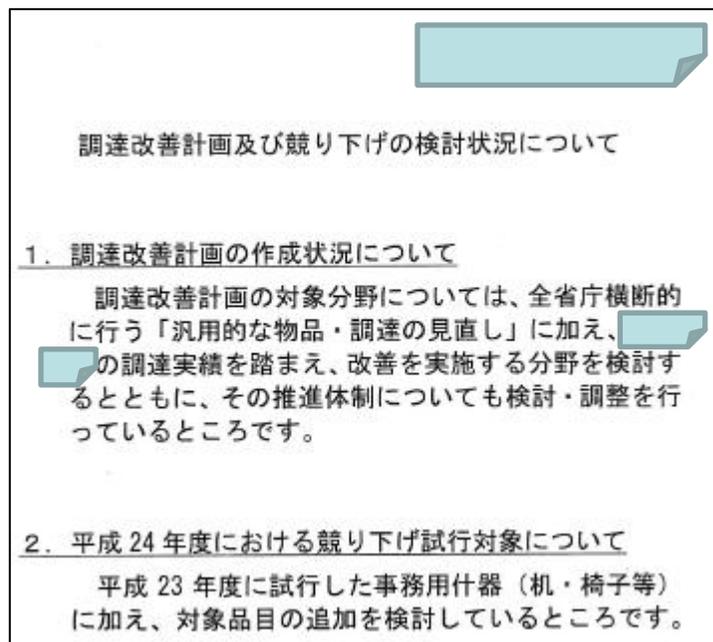
3月16日

(3月22日)

3月30日

に有識者の一人として参加しました。(出席率3回/4回)

## 第1回会合(2012年3月8日)である府省が提出した資料



草案とは言え  
これが年間計画の全てだった…  
(\* \_\* ;

年間計画を立てるためには一定の筋書きを提示する必要があると感じました。  
以下に[シナリオの組み立て方\(PDCA\)](#)、及び[点検結果\(PDCA\)](#)をまとめてみます。

年間計画に書くことは  
当然なことばかりです

「当然なこと」を

「当然**できる**」ように

取り決めることが計画策定

では、本編へ→

# ①全体構成を把握し 主要部分から考えよう

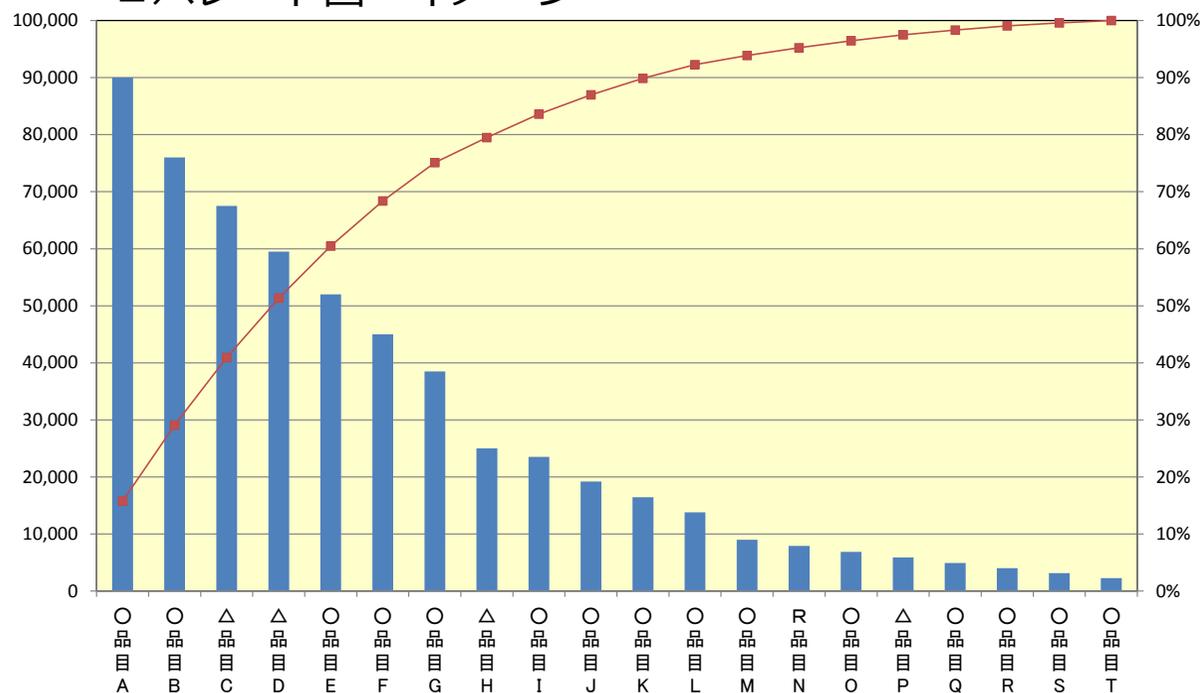
森を見て木を見る

~~木を見て森を見ず~~

# 年間計画の立て方・結果の把握1-2 パレート分析

分類して主要な構成要素を把握し方針を考える。

■パレート図 イメージ



分類の仕方がミソ

- ・品目分類別(熟練を要する)
- ・サプライヤ別
- ・支出主管部署別
- ・過去に取引見直し済/未実施  
などなど

↓

一番じっくりくる分類結果を基に  
支出金額の大きい順に方針を検討  
する

(参考)

営業部門：得意先別営業戦略  
技術部門：技術開発戦略  
全部署：1週間の時間配分  
どの部署でも使える考え方です

No.	品目名	金額	主要品目	本年度方針
1	品目A	90,000	品目A-1、A-2…	○○を■ ■する
2	品目B	75,000	品目B-a、B-b…	△△の手法を使う
3	品目C	68,000	品目C-a、C-β…	※※と共同で取り組む

# 年間計画の立て方・結果の把握1-3

## 重点取組品目の設定

### 平成28年度 各府省 共通的な取組(一部)

#### ③ 電力調達の改善

平成28年4月からの電力小売全面自由化により、小規模庁舎に係る電力においても複数会社が供給し得る環境となることを踏まえ、電力調達については、一者応札や競争性のない随意契約を解消して複数者応札とするなど競争性を高めるための取組を選定し、計画に当該方策を記載してください。

(記載例)

#### ・ 電力調達の改善

電力調達について、これまで庁舎単位で入札していたものを複数の庁舎でまとめて入札したり、入札公告期間を延長して周知期間をこれまで以上に設けたり、〇〇したりするなどして、競争性を高めるための方策に取り組む。

当該取組により、特に27年度契約で一者応札であった〇〇件、随意契約であった〇〇件をそれぞれ全て解消し、調達コスト縮減を目指す。(難易度：A)

#### 【御参考】

- ・ 地方に所在する庁舎であっても、近隣地域に所在する庁舎をまとめて一般競争入札に付した結果、複数者応札となっている例があります。
- ・ 東京電力や関西電力等の大手電力会社がこれまでの供給区域外に電力を供給することが可能となっています。
- ・ 電気事業者の一覧は以下を御参照ください。

どの府省でも調達し、金額規模が大きく、家庭用電力自由化を機に報道機関で頻出、かつ条件交渉を検討しやすいため、特に選定したものと考えられます。

取引見直しの「旬」であると考えられる品目を見つけ出し、重点的に取り組むと判断することが重要であるものと考えられます。

#### ■ 情報入手チャネル

- ・ 経済ニュース
- ・ 既存取引先からの情報
- ・ 新規取引先の営業提案
- ・ 他社の購買部門関係者との情報交換
- ・ 展示会での情報収集など

②優れた結果を  
教え合い  
活かせるか考えよう

率先垂範と情報共有

# 年間計画の立て方2-2

## 効果的な取組事例の共有

平成25年度 点検結果 抜粋

### ② 効果的な取組事例

#### ア 外部有識者の関与による事前審査・事後審査

厚生労働省においては、外部有識者を含む公共調達委員会における事前審査と、全て外部有識者により構成される公共調達中央監視委員会における事後審査を実施することで、随意契約や一者応札となっている案件に対する調達改善を図っている。

#### イ ノウハウの蓄積による組織的な価格交渉の実施

内閣官房・内閣府本府においては、随意契約によらざるを得ない案件について、会計課内に「随意契約における価格交渉の推進・検討チーム」を設置し、価格交渉経緯等を「価格交渉事例集」として取りまとめ、ノウハウ等の蓄積を図るなど、組織的に価格交渉の実施を推進することで、随意契約での経費節減を図っている。

#### ウ 少額な調達におけるインターネット取引の導入

経済産業省においては、家電製品等の少額物品について、広く簡便に価格情報を収集することができ、安価に調達することができるインターネット取引を導入するとともに、その実施要領を策定している。

中央省庁では調達改善計画の点検結果として優れた取組結果を公表することにしてしています。

(他の府省、世間全般にも公表)

その全てを他が全てコピーして活用できる訳ではありませんが

まずは「隗より始めよ」

自らが率先して取り組み、その結果を教え合うことから物事は始まるものと言っていると思います。

〈平成27年度におけるより適正な価格での調達に向けた取組例〉

- 財務省においては、情報システム関係の38件の調達案件について、調達仕様書と参考見積書との整合性の確認及び値引率などの視点から参考見積書の精査を行い、妥当性の評価を行った。
- 公正取引委員会は、印刷機器の必要機能を最小限度の仕様としたことにより、相当のコスト削減ができた。
- 経済産業省においては、調達価格の妥当性評価に関するセルフチェックリスト125件を作成するとともに、外部アドバイザーによる評価や、価格検証結果及びベストプラクティスの組織的な共有を行う取組を開始した。

③望ましくない点をも

把握し

対策を考えよう

最初はつらいかもしれないが...

~~臭いものに蓋~~

# 年間計画の立て方3-2

## 改善を図りたい箇所とそれへの対策

国の契約に占める一般競争入札における一者応札の割合（件数ベース）（単位：％）

平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
14	15	14	14	13	14	16	17

国の契約に占める競争性のない随意契約の割合（件数ベース）（単位：％）

平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
37	21	18	16	16	16	16	15	16

〈平成27年度における少額随意契約の更なる改善に向けた取組例〉

- 内閣官房等では、ホームページ上での案件公示を実施しており、平成27年度においては、オープンカウンター方式を実施した58件中36件が5者以上、うち21件が10者以上の見積書の提出があった。
- 環境省では、少額随意契約を行っていた6件について、試行的に一般競争入札に移行した結果、約130万円の削減が図られた。

（出典元）内閣官房 行政改革推進本部事務局資料

購買・調達部門にとって望ましくない条件交渉とは

- ・取引先候補が1社のみであること
- ・一者応札
- ・交渉せずに取引先を決定すること
- ・随意契約

です。

コスト削減、安定調達、いずれの面からしても良くありません。

理想を追いきれず、どうしても一定の割合でそうした結果は生じるものですが、それに対し少しずつでも改善できるかもしれないと考えて方策を練り、結果を把握しようとしたところです。

# 年間計画の立て方3-3

## 改善を図りたい箇所とそれへの対策

### 複数回一者応札及び随意契約が続いている案件に対する改善策（例）

複数回一者応札及び随意契約が続く案件に対する歳出改革ワーキンググループ委員からの指摘は以下のとおり。

#### ●複数回一者応札

分類	指摘内容
業務内容の開示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門性の高い業務（研究・調査を含む）については、新規参入を促すために、その専門性のレベルについて明らかにすべき。そのために、例えば、既存の成果物を全て公表することが有効。</li> <li>・一つの事業が複数の業務で構成されており、履行业者間での連携が必要となる業務については、必要な連携内容も知らせるべき。</li> </ul>
参加者要件の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>参加要件として求める「実績」は、真に必要なものだけに緩和すべき。</li> </ul>
発注単位（内容）の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一つの業務に異なる性質の業務が含まれている場合及び作業量が多い業務の場合は分割、同様の性質の業務を複数に分けている場合は統合を行うなど、発注単位を適切化すべき。</li> <li>・一者応札が続く契約企業が、過去その業務を行うために設立されたような企業である場合には、大胆な事業分割・統合を行うべき。</li> <li>・再委託が含まれている契約について、再委託部分を切り離し分割発注することを検討すべき。</li> </ul>
発注単位（地域）の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務の対象となる地域が広すぎる場合の分割や、近隣地域の統合等、地理的に適切な発注単位を検討すべき。</li> </ul>
複数年度契約の検討と更新時の適切な対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約期間につき、契約内容に応じ複数年度契約も検討する等、最も合理的な契約期間を検討すべき。</li> <li>・複数年度契約を行っている場合、契約更新時には特に抜本的な改善を立案すべき。</li> <li>・情報システムに関しては、「（政府情報システムの整備及び管理に関する）標準ガイドライン」に記載されているように業務見直しを行った上で、システム経費の内訳の確認を行いながら合理化を追求すべき。</li> </ul>
新規参入業者の調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規参入業者が参入可能な条件を具体的に調査することが重要。具体的にどんな業者が新規参入可能なのか調査すべき。</li> <li>・国内に受注能力を有する事業者がいないと想定される場合には、外国企業の参入の可能性を調査すべき。</li> </ul>

望ましくない条件交渉が長く続いている案件に対しては外部有識者からの意見を基に、今までにない発想から見直すことが望まれます。その一例をここに紹介致します。この内容は普遍的であり多くの購買部門にも活用できる考え方をまとめていると言えます。

#### ●複数回随意契約

<ul style="list-style-type: none"> <li>・安易に企画競争を選択せず、総合評価方式への移行を検討すべき。</li> <li>・具体的な新規参入業者を調査すべき。</li> </ul>
---

※一者応札の改善等に係る取組としては、上記取組のほか、発注条件や仕様書の見直しといったこれまで各府省庁において実施されてきたものがあることにも留意。

# ④新しい取組を 導入してみよう

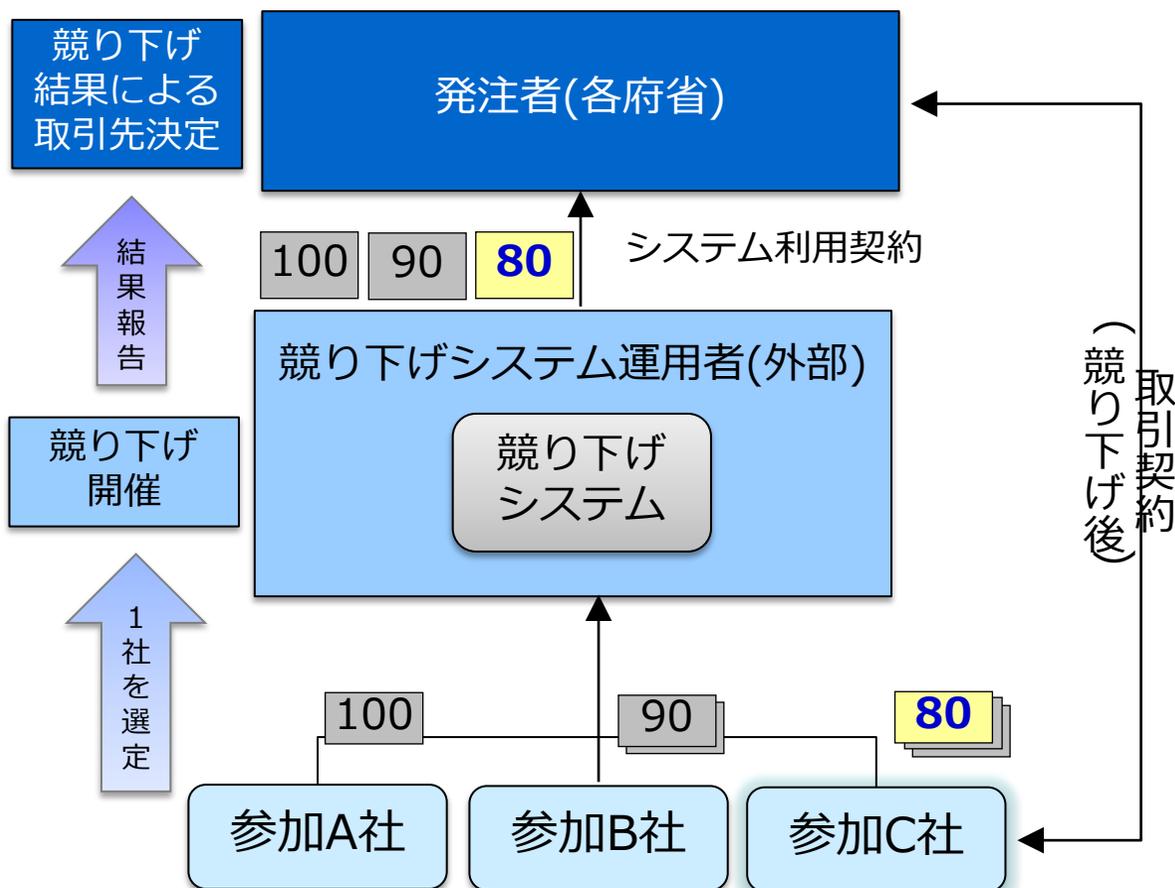
好奇心と実行

# 年間計画の立て方4-2

## 2010年代初頭：競り下げ(リバースオークション)導入

国の法体系(会計法、予算決算及び会計令等)では入札に際し入札参加者は入札金額は1回のみ提示可能と定められています。競り下げ(リバースオークション)は想定されていません。このため、競り下げを導入する場合、既存法体系に矛盾しないようにする必要があります。

少額随意契約だと、下記スキームが考えられます。



2010年代初頭、民間企業で間接材コスト削減の切り札と言われたリバースオークション(競り下げ)を中央省庁に導入する話が持ち上がりました。

導入に際しては、既存法体系との整合性を取れるか確認したようです。

新たな取組手法を導入する際には既存の取組との整合性があることが重要と断言していいでしょう。

今後はCSR調達、環境に配慮した調達活動が重視されることが想定されます。

他社に先駆けて導入することにより企業の社会的信用を高められることが期待できます。

⑤スケールメリットを  
追うため  
仲間を集めよう

共同調達(共同購買)の推進

# 年間計画の立て方5-2 共同調達の拡大①

平成27年度における共同調達の実施品目

契約の分類	品目番号	品目名	警察庁・総務省・国土交通省 (合同庁舎2号館、3号館)	人事院・厚生労働省・環境省 (合同庁舎5号館)	法務省・公正取引委員会 (合同庁舎6号館)	金融庁・文部科学省・食料検査院 (合同庁舎7号館)	内閣官房等 宮内庁・消費者庁・復興庁	外務省・財務省・経済産業省・農林水産省
事務用消耗品	1	ペン類	○	○	○	○	○	○
	2	スタンプ類	○	○	○	○	○	○
	3	巻紙類	○	○	○	○	○	○
	4	ファイル・フォルダー類	○	○	○	○	○	○
	5	用箋類	○	○	○	○	○	○
	6	付箋	○	○	○	○	○	○
	7	インデックス類	○	○	○	○	○	○
	8	ラベルシート類	○	○	○	○	○	○
	9	ひも類	○	○	○	○	○	○
	10	テープ類	○	○	○	○	○	○
	11	指サック類	○	○	○	○	○	○
	12	クリップ類	○	○	○	○	○	○
	13	のり類	○	○	○	○	○	○
	14	ハンチ類	○	○	○	○	○	○
	15	ガチャック類	○	○	○	○	○	○
	16	テブラ類	○	○	○	○	○	○
	17	袋類	○	○	○	○	○	○
	18	消しゴム類	○	○	○	○	○	○
	19	刃物類	○	○	○	○	○	○
	20	定規類	○	○	○	○	○	○
	21	ホッチキス類	○	○	○	○	○	○
	22	修正用品	○	○	○	○	○	○
	23	ブックエンド・デスクトレイ	○	○	○	○	○	○
	24	マグネット類	○	○	○	○	○	○
	25	封筒類(省名人封筒を除く)	○	○	○	○	○	○
	26	輪ゴム	○	○	○	○	○	○
紙(コピー用紙を除く)	27	紙類	○	○	○	○	○	
コピー用紙(紙類を除く)	28	コピー用紙	○	○	○	○	○	
OA機器用消耗品	29	OA類	○	○	○	○	○	
	30	墨粉類	○	○	○	○	○	
	31	パソコン周辺機器	○	○	○	○	○	
	32	覆卓	○	○	○	○	○	
清掃用消耗品	33	掃除用具類	○	○	○	○	○	
燃料	34	燃料類	●	○	○	○	●	
書籍	35	書籍類	○	○	○	○	○	
役務	36	訪賓用品類	○	○	○	○	○	
	37	クリーニング	○	○	○	○	○	
	38	清掃	○	○	○	○	○	
	39	配達	●	○	○	○	○	
	40	新聞切抜	○	○	○	○	○	
	41	速記	○	○	○	○	○	
	42	健康診断	○	○	○	○	○	

出典:内閣官房調査

国では支出負担行為担当官ごとに条件交渉を行うため、省庁によっては多数の担当者が個別に条件交渉をする可能性があるのが実態でした。国では平成21年度より共同調達を進め事務用消耗品など汎用的な品目を中心に導入しています。

ボリュームメリットによる単価低減を図りたい品目に関しては、望ましい取引規模を意識しつつ、共同調達(共同購買)を推進するのが望ましいものと考えられます。

※「共同調達」とは、難が関周辺に所在する各府省庁が、他府省庁と共同して行う調達をいう。  
 ※「品目名」欄記載の品目は、契約の分類「役務」を除き「一括調達の運用ルール」(平成21年1月16日各府省等申合せ、平成25年1月29日一部改訂)の対象品目に準拠。  
 ※契約の分類「役務」の品目名は、代表事例を示す。  
 ※「●」は平成27年度に新規に共同調達を開始した品目を、「○」は平成26年度以前から実施している品目を示す。  
 ※グループの一部で共同調達が実施されている場合も実施に含む。

# 年間計画の立て方5-3 共同調達の拡大②

## 28年度契約に向けた共同調達の取組みについて

### 27年度契約までの経緯

### 26年度 4省庁-5官署-6件

- 行政コストの削減及び効率化を図る観点から、24年度に北陸財務局が本格的に共同調達の検討を開始し、金沢新神田合同庁舎に入居する5府省7官署間において積極的に検討を行い、**26年度契約では4省5官署が参加して6件の共同調達の実現。**
  - 27年度契約に向けては、①調達数量の更なる増大(注1)によりスケールメリットを確保し調達コスト削減を行うこと、②幹事官署の偏り解消等(注2)により業務効率化を図ることに主眼を置き、**27年度契約では5省6官署が参加して5件(注3)の共同調達の実現。**
- (注1) 合同庁舎入居官署の上部組織(石川労働局及び北陸農政局)との協議を新たに開始したほか、全国9財務局分を北陸財務局が一括調達しスケールメリットを追求。  
 (注2) 26年度契約では特定官署に業務が集中(幹事2官署)していたが、27年度契約では幹事が4官署に割り振られ府省の枠を越えた業務効率化を実現。  
 (注3) 26年度契約6件を27年度契約では5件に集約したことにより件数▲1件となったもの。

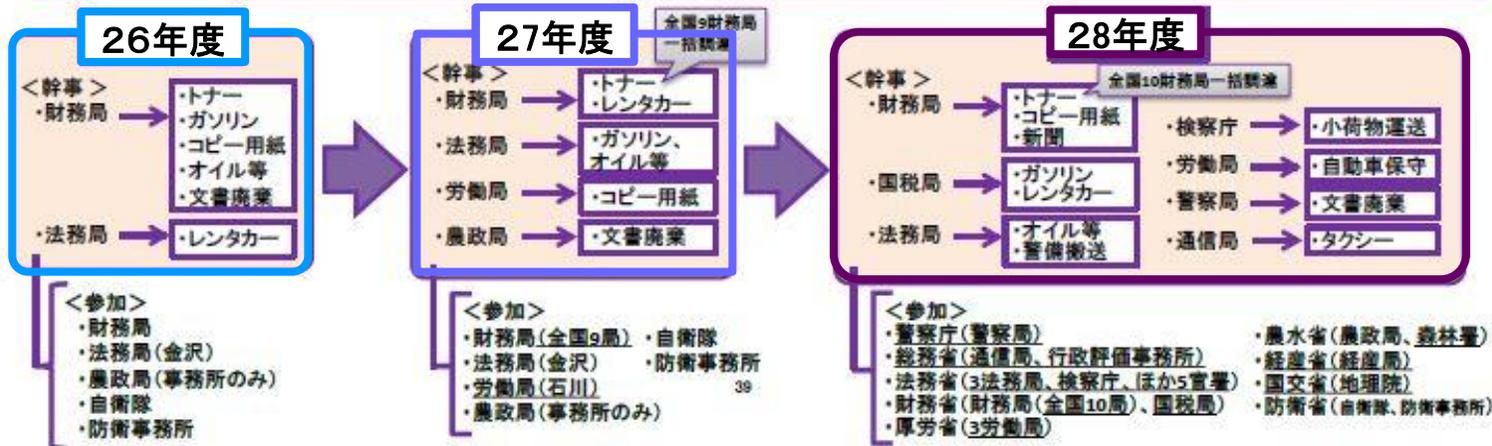
### 28年度共同調達方針

### 27年度 5省庁-6官署-5件

- 28年度契約に向けて共同調達をより一層効果的なものとするため、北陸3県(富山県、石川県、福井県)に所在する9省18官署(金沢国税局、金沢地方検察庁、北陸総合通信局等)との協議を新たに実施。**28年度 9省庁-15官署-23件**
  - 共同調達の**契約件数を15件に、参加官署を9省庁23官署**にそれぞれ増大させることにより参加官署が更なるスケールメリットを享受可能な環境を整備しながら、幹事官署を5省庁10官署(注4)に割り振ることで国全体での業務効率化を図る方針。
- (注4) 既存の幹事3官署(北陸財務局、金沢地方方法務局、石川労働局)に加え、新たに7官署(金沢国税局、金沢地方検察庁、北陸総合通信局、中部管区警察局石川県情報通信部、富山地方方法務局、富山労働局、福井労働局)が幹事を務めることとなっている。

称賛されてしかるべき取組を見つけ積極的に取り上げることで実益を得られる可能性がある上に、称賛されてしかるべき者が称賛されるという好循環を生み出せます。

ここでは北陸(金沢)での取組を取り上げています。



# ⑥その他いろいろ

# 年間計画の立て方6-2

## その他いろいろ - 初年度発表内容から抜粋 -

### Chapter 2

- 旅費制度の見直し ←  
割引制度・旅行パックの導入  
ICカード決済。旅行代理店のチケット手配業務導入(業務効率化)  
年度末の駆け込み執行解消(予算消化のための出張)
- 人材育成・人事評価制度の有効活用 ←  
人事評価制度の見直し  
研修への積極参加  
民間の購買専門家による講習会実施  
購買の専門家による定期的な指導を仰ぐ機会の設定  
内部マニュアル見直し・イントラネットの活用
- 複数年契約の積極導入 ←  
複数年契約の方が望ましい品目(案件)の洗い出し
- 歳入手段の確保 ←  
不要品・遊休資産売却のためネットオークション導入  
調達情報提供サイトへのバナー広告誘致(←民間企業1社だけだと…)
- クレジットカード決済の導入 ←  
水道代など公共料金：事務手続の効率化
- 地方支分局との連携 ←  
情報共有  
共同調達への参画促進

調達業務の定義をより広く解釈して改善を図ろうという姿勢を感じ取れます。

中には人事など他部門、国会(複数年契約)での調整をも厭わない提案が出てきました。

歳出を考える部署が歳入までも考えるようになりました。

業務効率(生産性)向上のための取組もあります。

一部で行われていたことが広く普及していく取組もあります。

導入するといいと個人的には思っても、内部では言いづらかったことが想定されます。

それを言いやすくする環境がこの時出来たのかもしれませんが。

## *Chapter 3*

# 調達改善計画初年度 こそぼれ話

---

各府省が提出してくる資料を受領者の間で評価していました。

## ■資料イメージ

府省名	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	項目7	項目8	...
〇〇省	○	△	○	○	○	△	○	×	...
■ ■ 庁	×	×	△	×	△	×	×	×	...
△▽省	○	△	×	△	○	△	×	△	...
...	...	...	...	...	...	...	...	...	...

しかし評価基準は不明確、かつ非公開。

一方で資料を作成する官僚たちは未経験の作業に1ヵ月近く関わり疲れ果てていたでしょう。

最終案が各府省から提出され、評価表が更新された時関係者の間ではこのような声が上がりました。

- ・ 省庁によって資料の出来にムラがある
- ・ まだまだ×印が多いね(タメ息)
- ・ 出来の良い省庁悪い省庁をメディアの前で示したらどうか。

あなたならどうしますか

不慣れなことに約1カ月間、朝早くから夜遅くまで頑張った官僚たちの心をくじくようなことをしてどうする。

皆の努力を称え、特に優れた成果を出した者を表彰する時ではないのか。

新しい物事に取り組むのは何かと大変。  
参加者が前向きになるようにするのが人の上に立つものの努めでしょう。

## 結果発表

金賞 ○○省  
銀賞 □□省  
銅賞 △△省

そして各府省の優れた点を有識者が読み上げて終了。

*Chapter 4*  
まとめ

---

- 全体を見た上で主要部分から検討する
- 重点取組品目を考える
- 優れた結果を教え合う
- 望ましくない点に関して対策を練る
- 新しい取組を導入する
- スケールメリットを追うため仲間を募る
- 購買部門以外の力を得て網羅性を高める
- そして計画が出来たら、仲間に対しねぎらいの声を

(補足)

本資料は個人的見解を述べたものであり、過去ないし現在における所属組織の公式見解ではありません。

ご清聴ありがとうございました

*Postscript*

---

# 公的機関と民間企業とでの価値感の一致と違い

Postscript

公的機関と民間企業とで取引先選定業務における価値感には微妙な違いがあるようです。個人的所感としてそれをまとめると以下のとおりです。

